

2017年10月1日

立正大学社会福祉学部子育て支援センターベアリス

ベアリス サークル活動にあたって

1. サークル活動に関わる主な手続きは、次の通りです。
(書類はベアリス窓口で提出してください)
 - 3月中旬 サークル規程説明会 (提出書類を配布)
下旬～ **サークル登録申請書・継続届**提出
 - 4月 **施設利用申請書**提出(毎回)☆活動日の2か月前までに提出
サークル活動内容記録提出(毎回)
 - 5月 サークル活動開始
 - 2月下旬 サークル活動終了
 - 3月上旬 **サークル活動報告書**提出
2. サークル活動は次の規定を満たしたものにしてください。
 - (1) 内容
親子の自立的活動であり、親子の社会性を育む事を活動の主とする。
 - (2) 認定
サークルとして認定されるためには次の要件を満たしていなければならない。
 - 1.サークル登録申請書・継続届を提出している事
 - 2.メンバーは未就学児とその保護者である事
 - (3) 「ふれあい広場」使用の期間・回数
ベアリス隣室「ふれあい広場」の使用は年度当初5月～年度末2月とし、1サークルにつき、ひと月に1回までとする。
3. 各種届出はベアリス窓口で配布、またはホームページからダウンロードして提出してください
4. その他
ふれあい広場を利用する時は、「利用にあたってのお願い」を守って下さい。